

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第124号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市地域体育館について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市地域体育館の使用料の適正化を図るとともに、利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じるために、次のとおり京都市地域体育館条例を改正することとしました。

1 使用料の改定

区 分		単 位	使 用 料			
			改 正 前		改 正 後	
			休日等	その他の日	休日等	その他の日
体 育 室	全面 使用	京都市東山地域体育館, 京都市山科地域体育館, 京都市下京地域体育館, 京都市右京地域体育館, 京都市桂川地域体育館, 京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館	円	円	円	円
		1 時間	1,800	1,500	<u>1,850</u>	<u>1,540</u>
	その他の地域体育館	1 時間	900	800	<u>920</u>	<u>820</u>
	部分使用	(京都市東山地域体育館, 京都市山科地域体育館, 京都市下京地域体育館, 京都市右京地域体育館, 京都市桂川地域体育館, 京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ)	別に定める。		別に定める。	
	トレーニングルーム	(京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ)	1 人につ き1回	300	300	300
	会議室	(京都市東山地域体育館, 京都市山科地域体育館, 京都市下京地域体育館, 京都市右京地域体育館, 京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ)	1 時間	500	<u>510</u>	<u>510</u>

2 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入する。

この条例は、平成26年4月1日から施行します。ただし、2については、平成27年4月1日から施行します。

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 128 号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第4条第1項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

(利用の許可)

第5条 地域体育館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者(地域体育館を利用するものをいう。以下同じ。)」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項を次のように改める。

利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

第7条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「1,800」を「1,850」に、「1,500」を「1,540」に、「900」を「920」に、「800」を「820」に、「部分使用」を「部分利用」に、「500」を「510」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表第2備考以外の部分の改正規定（「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改める部分を除く。以下同じ。）、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 地域体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 別表第2備考以外の部分の改正規定による改正後の京都市地域体育館条例別表第2の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)